平成２２年（フ）第１３４９号
福岡市東区城浜団地62番305号
破産者　堤　　義春
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４００号
福岡市中央区平尾１丁目12番６号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区浦田２丁目９番７号
破産者　占部　卓士
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７７３号
福岡県春日市若葉台西４丁目188番地Mタウン C、破産手続開始決定時の住所福岡県春日市大谷３丁目98番地２コアマンション春日大谷Ⅱ307号
破産者　飯田　安志
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３７０号
熊本市桜木２丁目５番13号
破産者　上妻　祥浩
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２６４７号
横浜市港南区港南台８丁目21番６号　イーストエミネンス201
破産者　森久　久芳
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８８１号
横浜市西区東ケ丘38番地、開始決定時の住所横浜市西区戸部町３丁目103番地
破産者　長井　邦夫
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８号
三重県名張市つつじが丘南１番町81番地、開始決定時の住民票上の住所三重県名張市つつじが丘北７番町103番地
破産者　米田　浩一
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成１８年（フ）第９４１号
愛媛県伊予郡砥部町大南156番地２　田中ハイツ405号、開始決定時の住所愛媛県伊予郡砥部町北川毛697番地
破産者　池田　順一
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４５６号
愛媛県松山市吉藤５丁目20―18―B、住民票上の住所愛媛県松山市平田町333番地
破産者　永田千津子
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３８４９号
札幌市中央区北３条西17丁目２番地11
破産者　板倉　裕子
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１号
愛知県半田市大高町１丁目37番地　大高住宅６棟206号
破産者　山田あつみ
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１９号
京都府綾部市味方町久保勝11―５　シャトー味方西号、開始決定時の住所京都府宮津市字日置2981番地の５
破産者　大松　早苗
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４９８号
大阪府和泉市王子町436番地の８
破産者　肥前　　直
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５１１号
大阪府和泉市小田町２丁目19番25―102号、前住所大阪府堺市北区南花田町570番地９
破産者　鳩本　佳子
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８６９号
奈良市秋篠三和町１丁目９番９号、住民票上の住所奈良市神功６丁目３番地　１―529
破産者　今井　武司
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２７号
鳥取県鳥取市馬場179番地
破産者　前場　照秋
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第５７号
島根県益田市元町32番１号
破産者　佐々木靖生
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部